

担当	現行条文(令和4年版)					現行条文	新条文(令和5年版)					変更理由				
	編	章	節	項	下項		編	章	節	項	下項		編章節条(項目見出し)	新条文		
本省	1	1	1	2	1	2.共通仕様書の適用	1	1	1	2	1	2.共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあつては、土木工事にあつては、「地方建設局請負工事監査検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)、港湾工事にあつては「請負工事監査・検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。))に従った監査・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監査・検査(完成検査、既計部分検査)にあつては、予算決算及び会計令(令和3年6月改正 政令第172号)以下「予決令」という。)第101条の3及び4に基づきこれらを認識しなければならない。	更新		
本省	1	1	1	2	27	2	1	1	1	2	27	2	なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について(平成29年1月30日付け国技建管第10号)に基づき実施しなければならない。	改定の更新		
本省							1	1	1	2	24	2	物品にあつては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバへ、オンラインにて納品を行うものとする。	文言追加		
本省							1	1	1	2	24	3	なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	文言追加		
本省							1	1	1	4	1	18	(15)	法定休日・所定休日(週休二日の導入)	新規追加	
本省	1	1	1	13	6	3	1	1	1	13	6	3	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について(令和2年7月1日、国官総第344号、国官技第319号)」、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。	更新		
本省	1	1	1	13	6	5	(2)	1	1	1	13	6	5	(2)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」となっている技術)は活用効果調査書の提出を要しない。	修正
本省	1	1	1	14	1	2		1	1	1	14	1	2	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落石、火災、騒音、暴動その他の自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42騒音の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	誤植	
本省	1	1	1	19	4	1	1	1	1	19	4	1	1	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建築資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	誤植	
本省							1	1	1	19	4	2	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公表が見やすい場所に掲げなければならない。	文言追加		
本省	1	1	1	19	5	1	1	1	1	19	5	1	1	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	誤植	
本省							1	1	1	19	5	2	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公表が見やすい場所に掲げなければならない。	文言追加		
本省	1	1	1	21	1	1	1	1	1	21	1	1	1	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	誤植	
本省							1	1	1	21	4	4	(3)	週休二日の履行状況	新規追加	
本省							1	1	1	22	3	4	(3)	週休二日の履行状況	新規追加	
本省	1	1	1	24	3	1	1	1	1	24	3	1	1	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承認を得て省略することができる。	文言の統一	
本省	1	1	1	24	3	3		1	1	1	24	3	3	また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正 平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局長通達、最新改正 平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局長通達、国道、防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和2年4月21日付け 国土保第115号・国土保第139号・国土保第103号・国土保第82号 水管理・国土保全局 河川課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。	最新通達の適用	
本省							1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	週休二日の対応	新規追加	
本省							1	1	1	26	1	1		受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。	新規追加	
本省							1	1	1	26	1	2		なお、週休二日は、月単位で4週8日以上の場合現場所または、技術者及び技術労働者が交代しながら4週8日以上の日数を確保し実施しなければならない。	新規追加	
本省	1	1	1	31	8	1	1	1	1	32	8	1	1	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機械の調達が無理な場合は、認定機械と同程度と認められる機械または対策をもって協議することができる。	誤字	
本省	1	1	1	33	5	1	1	1	1	34	5	1	1	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあつては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通達、昭和62年3月30日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号、国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局長通達、国道、防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局長通知平成18年3月30日)に基づき、安全対策を講じなければならない。	更新、誤字	
本省	1	1	1	33	14	1	1	1	1	34	14	1	1	14. 通行許可等	更新	
本省							1	1	1	34	14	1	1	また、道路交通法施行令(令和3年6月改正 政令第172号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正 法律第92号)第51条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新	
本省	1	1	1	35	1	10	(8)	1	1	1	36	1	10	(8)	雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)	更新
本省	1	1	1	35	1	14	(12)	1	1	1	36	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	更新
本省	1	1	1	35	1	17	(15)	1	1	1	36	1	17	(15)	道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)	更新
本省	1	1	1	35	1	19	(17)	1	1	1	36	1	19	(17)	道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第1号)	更新
本省	1	1	1	35	1	24	(22)	1	1	1	36	1	24	(22)	港湾法(令和4年3月改正 法律第7号)	更新
本省	1	1	1	35	1	27	(25)	1	1	1	36	1	27	(25)	下水道法(令和4年5月改正 法律第44号)	更新
本省	1	1	1	35	1	28	(26)	1	1	1	36	1	28	(26)	航空法(令和4年6月改正 法律第62号)	更新
本省	1	1	1	35	1	42	(40)	1	1	1	36	1	42	(40)	電気事業法(令和4年6月改正 法律第74号)	更新
本省	1	1	1	35	1	45	(43)	1	1	1	36	1	45	(43)	建築基準法(令和4年5月改正 法律第55号)	更新
本省	1	1	1	35	1	63	(61)	1	1	1	36	1	63	(61)	空港法(令和4年6月改正 法律第62号)	更新
本省	1	1	1	35	1	67	(65)	1	1	1	36	1	67	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)	更新
本省	1	1	1	35	1	69	(67)	1	1	1	36	1	69	(67)	職業安定法(令和4年3月改正 法律第12号)	更新
本省	1	1	1	35	1	70	(68)	1	1	1	36	1	70	(68)	所得税法(令和4年6月改正 法律第71号)	更新
本省	1	1	1	35	1	74	(72)	1	1	1	36	1	74	(72)	電波法(令和4年6月改正 法律第70号)	更新
本省	1	1	1	35	1	75	(73)	1	1	1	36	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年4月改正 法律第32号)	更新
本省	1	1	1	35	1	76	(74)	1	1	1	36	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	更新

現行案文 (令和4年版)										新案文 (令和5年版)									
担当	編	章	節	項	下項	編章節条 (項目見出し)	現行案文	編	章	節	項	下項	編章節条 (項目見出し)	新案文	変更理由				
本省	1	1	1	35	1	82	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	36	1	82	(80) 個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)	最新通達の適用				
本省				43				1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	石綿使用の有無	新規追加			
本省				43				1	1	1	44	1			受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事については「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督所に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	新規追加			
関東	1	2	1	0	1	1	1. 適用工種	1	2	1	0	1	1		本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。	工種			
関東	1	2	2	0	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	2	2	0	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	改定までの統替え明示			
関東	1	2	3	2	6	1	6. 残土運搬時の注意	1	2	3	2	6	1		受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないように努めなければならない。	工種			
関東	1	2	3	3	11	1	11. 採取土及び購入土運搬時の注意	1	2	3	3	11	1		受注者は、採取土及び購入土の搬入にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないように努めなければならない。流用土及び発生土の搬入にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	工種			
関東	1	2	3	4	2	1	2. 盛土材の確認	1	2	3	4	2	1		盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の「表出し」に先立ち、予定している盛土材の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	工種			
関東	1	2	3	4	8	1	8. 盛土材の表出し及び締固め	1	2	3	4	8	1		受注者は、盛土材の「表出し」及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。表出し及び締固めは、壁面側から順次奥へ行うとともに、重機械の急停止や急旋回等を選び、補強材にずれや損傷を与えないよう注意しなければならない。	工種			
関東	1	2	3	7	2	1	2. 残土運搬時の注意	1	2	3	7	2	1		残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないように努めなければならない。	工種			
九州	1	2	4	2	6	1	6. 硬岩掘削時の注意	1	2	4	2	6	1		受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を「さける」ものとし、浮石等が残らないようしなければならない。	工種			
九州	1	2	3	3	14	1	14. 採取土及び購入土運搬時の注意	1	2	3	3	14	1		受注者は採取土及び購入土の搬入にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないように努めなければならない。流用土及び発生土の搬入にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	工種			
九州	1	2	4	4	11	1	11. 接続部の緩衝区間	1	2	4	4	11	1		受注者は、特に指示する場合は除き、片切り、片盛りの接続部には1.4程度の勾配をもって緩衝区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。	工種			
九州	1	2	4	4	16	1	16. 採取土及び購入土運搬時の注意	1	2	4	4	16	1		受注者は、採取土及び購入土の搬入にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないように努めなければならない。流用土及び発生土の搬入にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	工種			
中部	1	3	1	0	3	1	3. 通用規定 (2)	1	3	1	0	3	1		受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、コンクリート標準示方書(施工編)(土木学会、平成30年3月)のコンクリートの品質の規格を適用する。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	工種			
中部	1	3	2	0	1	3	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] [2018年3月]	工種			
中部	1	3	2	0	1	4	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)	1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] [2018年3月]	工種			
中部	1	3	2	0	1	5	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	1	3	2	0	1	5		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] (平成24年6月)	工種			
中部	1	3	2	0	1	8	土木学会 鉄筋定着・継手指針(令和2年3月)	1	3	2	0	1	8		土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2020年制定] (令和2年3月)	工種			
中部	1	3	2	0	1	9	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事(平成29年9月)	1	3	2	0	1	9		日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧継手工事(平成29年9月)	修正			
中部	1	3	3	2	1	2	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)が常駐しており、配合設計及び品質管理を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理協会会長の策定した統一監査基準に基づき監査合格した工場)から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	2	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律第68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)が常駐しており、配合設計及び品質管理を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理協会会長の策定した統一監査基準に基づき監査合格した工場)から選定しなければならない。	修正				
中部	1	3	3	2	1	3	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめようとする。その確認により監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	3	2	1	3	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめようとする。その確認により監督職員の承諾を得なければならない。	修正				
中部	1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及びJIS C 1502-13(コンクリートの練混ぜ性能試験方法)により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及びJIS C 1502-13(コンクリートの練混ぜ性能試験方法)により行わなければならない。	修正				
中部	1	3	6	4	5	1	5. コンクリートポンプ使用時の注意	1	3	6	4	5	1		受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章(圧送)」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレイカー、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれを配置しなければならない。	工種			
中部	1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	1	3	7	3	3	1		受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの縦断 標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成30年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	工種			
中部	1	3	7	5	8	4	② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋継手・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度Ⅱ種に従って施工管理を行わなければならない。	1	3	7	5	8	4	② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋継手・継手指針 [2020年制定] (令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度Ⅱ種に従って施工管理を行わなければならない。	工種				
中部	1	3	12	3	1	1	1. 一般事項	1	3	12	3	1	1		受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	工種			
国総研								2	2	3	1	9		JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:右炭ガススラグ骨材)	追加				
国総研	2	2	3	2	3	1	3. 使用規定の例外	2	2	3	2	3	1		気象作用を受けない構造物に用いる骨材は、本案2項を適用しなくてもよいものとする。	工種			
国総研	2	2	6	1	4	1	4. 異常なセメント使用時の注意	2	2	6	1	4	1		受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を付いた疑のあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期貯蔵したセメントは使用してはならない。	工種			
国総研	2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	2	2	6	3	5	1		急結剤は、「コンクリート標準示方書(規格編) JSC-D 102-2018(付)付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。	工種			
国総研	2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正 政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	更新			
本省	3	1	1	7	4	2	なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ管理ファイル及びそれらのD/Dファイルは、「国土交通省CALV/BC電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/index.html)において公開している「工事完成図書等に係わるD/D、XML出力例」(H22.9 (H23.12.27更新))を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	3	1	1	7	4	2		なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ管理ファイル及びそれらのD/Dファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/D/D・XML記入例」サイト (https://www.cals-ed.go.jp/crf_dtdxml/) において公開している「工事完成図書等に係わるD/D、XML記入例」(R4.3)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	更新			
本省	3	1	1	7	6	2	なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書(案)(建設省技術第92号平成30年3月30日)の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書(案)(建設省技術第92号平成30年3月30日)の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	更新			

担当	現行条文（令和4年版）						新条文（令和5年版）						変更理由						
	編	章	節	項	下項	編	章	節	項	下項	編	章		節	項	下項			
近畿	10	6	2	0	0	19											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
近畿	10	6	3	2	1	1	1.一般事項				1.一般事項						受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余振を少なくするよう施工しなければならない。	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余振を少なくするよう施工しなければならない。	誤植
近畿											11.横断目地						トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。	新規追加
近畿																	なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	新規追加
近畿	10	6	5	3	11	1	11.打設時期				12.打設時期						受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
東北	10	7	2	0	0	16											土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）【2017年制定】（2018年3月）	誤植
東北	10	7	2	0	0	17											土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】（2018年3月）	誤植
東北	10	7	2	0	0	18											日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	発行日修正
東北	10	7	2	0	0	22											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
北陸	10	8	2	0	0	21											日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	発行日修正
北陸	10	8	2	0	0	23											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
中部	10	9	2	0	0	7											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
中部	10	10	2	0	0	7											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
中部	10	11	2	0	0	5											土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）	誤植
中部	10	11	2	0	0	6											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
中部	10	12	2	0	0	4											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
中部	10	13	2	0	0	4											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
東北	10	14	2	0	0	15											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
東北	10	14	14	7	5	1	5.落下物防止対策				5.落下物防止対策						受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に努めなければならない。	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に努めなければならない。	誤植
東北	10	14	20	4	0	2											受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して正整し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して正整し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤字
東北	10	15	2	0	0	4											日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	修正
東北	10	15	2	0	0	11											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
東北	10	15	3	1	9	1	9.作業上支障となる箇所				9.作業上支障となる箇所						受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。	誤植
東北	10	15	3	5	4	1	4.凍結防止剤の保管等				4.凍結防止剤の保管等						受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	修正
中国	10	16	2	0	0	13											日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
中国	10	16	24	4	29	1	29.超音波探傷試験の検査技術者				29.超音波探傷試験の検査技術者						超音波探傷試験の検査技術者は、「（社）日本非破壊検査協会「NDIS 0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	超音波探傷試験の検査技術者は、「IS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）」に基づき2種以上の有資格者とする。	修正

No.	図表番号	現行	修正後	修正内容																																																																																																						
1	図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項 (上図のみ)	<p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	<p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	銘板内の文字修正																																																																																																						
2	表3-2-10 要求性能の確認方法	<p>表3-2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	<p>表3-2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th rowspan="2">試験方法</th> <th colspan="2">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	試験方法	確認方法		試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	JISの改正																																																																													
項目	要求性能	確認方法																																																																																																								
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																						
母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																						
項目	要求性能	試験方法	確認方法																																																																																																							
			試験条件	基準値																																																																																																						
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																						
3	表3-2-12 線材の品質管理試験の内容	<p>表3-2-12 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工場</td> <td>線径</td> <td>3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公的試験機関</td> <td>線径</td> <td>3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回	<p>表3-2-12 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工場</td> <td>線径</td> <td>3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公的試験機関</td> <td>線径</td> <td>3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	JISの改正
項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																						
工場	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回																																																																																																						
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																						
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																						
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																						
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																						
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回																																																																																																						
公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																						
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																						
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																						
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																						
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回																																																																																																						
	項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																					
工場	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回																																																																																																						
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																						
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																						
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																						
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																						
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																						
公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																						
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																						
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																						
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																						
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																						

No.	図表番号	現行	修正後	修正内容																																																		
4	図3-2-6 耳芝	<p>図3-2-6 耳芝</p>	<p>図3-2-6 耳芝</p>	貼芝の表記を見やすく修正																																																		
5	表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状	<p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60℃) ml/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度 (60℃) ml/S	80~1,000	引火点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告	<p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60℃) ml/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度 (60℃) ml/S	80~1,000	引火点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告	修正																						
項目	標準的性状																																																					
動粘度 (60℃) ml/S	80~1,000																																																					
引火点 ℃	250以上																																																					
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																																					
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																																					
密度 (15℃) g/cm ³	報告																																																					
組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告																																																					
項目	標準的性状																																																					
動粘度 (60℃) ml/S	80~1,000																																																					
引火点 ℃	250以上																																																					
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																																					
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																																					
密度 (15℃) g/cm ³	報告																																																					
組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告																																																					
6	表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用	<p>表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 8833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 8833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃, 3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5604</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 8833-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 8833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5604	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600	<p>表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 8833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 8833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃, 3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 8833-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 8833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600	JISの改正
項目	規格値	試験法																																																				
	ゴムアスファルト系																																																					
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 8833-1,2																																																				
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 8833-1,2																																																				
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600																																																				
低温風曲試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600																																																				
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																				
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5604																																																				
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600																																																				
項目	規格値	試験法																																																				
	ゴムアスファルト系																																																					
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 8833-1,2																																																				
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 8833-1,2																																																				
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600																																																				
低温風曲試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600																																																				
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																				
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600																																																				
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600																																																				

No.	図表番号	現行	修正後	修正内容																																																																								
7	表1-2-1 土及び岩の 分類表	<p align="center">表1-2-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th rowspan="2">説 明</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td></td> <td>礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫(G) 礫質土(GF)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td></td> <td>バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>砂(S)</td> </tr> <tr> <td>砂質土(普通土)</td> <td></td> <td>掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。</td> <td>砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>粘性土</td> <td></td> <td>バケツ等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>シルト(M) 粘性土(C)</td> </tr> <tr> <td>高含水比粘性土</td> <td></td> <td>バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td>岩塊 玉石</td> <td>岩塊 玉石</td> <td></td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明	摘 要	A	B	C	礫質土	礫まじり土		礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫(G) 礫質土(GF)	砂質土及び砂	砂		バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	砂(S)	砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)	粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	シルト(M) 粘性土(C)	高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)	岩塊 玉石	岩塊 玉石		岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床	<p align="center">表1-2-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th rowspan="2">説 明</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td></td> <td>礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫(G) 礫質土(GF)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td></td> <td>バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>砂(S)</td> </tr> <tr> <td>砂質土(普通土)</td> <td></td> <td>掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。</td> <td>砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>粘性土</td> <td></td> <td>バケツ等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>シルト(M) 粘性土(C)</td> </tr> <tr> <td>高含水比粘性土</td> <td></td> <td>バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td>岩塊 玉石</td> <td>岩塊 玉石</td> <td></td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明	摘 要	A	B	C	礫質土	礫まじり土		礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫(G) 礫質土(GF)	砂質土及び砂	砂		バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	砂(S)	砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空 隙 の少ないもの。	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)	粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く空 隙 の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	シルト(M) 粘性土(C)	高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)	岩塊 玉石	岩塊 玉石		岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空 隙 のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床	誤字
名 称			説 明	摘 要																																																																								
A	B	C																																																																										
礫質土	礫まじり土		礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫(G) 礫質土(GF)																																																																								
砂質土及び砂	砂		バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	砂(S)																																																																								
	砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)																																																																								
粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	シルト(M) 粘性土(C)																																																																								
	高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)																																																																								
岩塊 玉石	岩塊 玉石		岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床																																																																								
名 称			説 明	摘 要																																																																								
A	B	C																																																																										
礫質土	礫まじり土		礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫(G) 礫質土(GF)																																																																								
砂質土及び砂	砂		バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	砂(S)																																																																								
	砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空 隙 の少ないもの。	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)																																																																								
粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く空 隙 の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	シルト(M) 粘性土(C)																																																																								
	高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)																																																																								
岩塊 玉石	岩塊 玉石		岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空 隙 のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床																																																																								
8	表3-2-26 マーシャル 安定度試験 基準値	<p align="center">表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空 隙 率 (%)	3~12	<p align="center">表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空 隙 率 (%)	3~12	誤字																																																								
項 目	基 準 値																																																																											
安定度 kN	3.43以上																																																																											
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																											
空 隙 率 (%)	3~12																																																																											
項 目	基 準 値																																																																											
安定度 kN	3.43以上																																																																											
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																											
空 隙 率 (%)	3~12																																																																											
9	表3-2-40 マーシャル 安定度試験 基準値	<p align="center">表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空 隙 率 (%)	3~12	<p align="center">表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空 隙 率 (%)	3~12	誤字																																																								
項 目	基 準 値																																																																											
安定度 kN	3.43以上																																																																											
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																											
空 隙 率 (%)	3~12																																																																											
項 目	基 準 値																																																																											
安定度 kN	3.43以上																																																																											
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																											
空 隙 率 (%)	3~12																																																																											